

第 1 3 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 4 年 8 月 5 日(金) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 本庁舎 5 階 第 5 , 第 6 委員会室 午後 2 時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
3 番	遠 藤 秀 生	4 番	大 宮 茂 男
5 番	成 嶋 君 美	6 番	飯 野 文 夫
7 番	坂 卷 洋 行	8 番	石 井 マサ子
9 番	岡 田 英 夫	1 0 番	寺 島 和 彦
1 1 番	村 越 等	1 2 番	橋 本 英 介
1 3 番	谷 田 貝 和 代	1 4 番	平 川 徹
1 5 番	染 谷 茂	1 6 番	山 崎 明 久

1 6 名 中 1 6 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友 野 博 之	1 8 番	小 川 克 己
2 0 番	染 谷 織 恵	2 1 番	大 塚 信 幸
2 2 番	豊 田 佐 智 子	2 3 番	木 村 寿
2 4 番	関 根 勝 敏	2 5 番	濱 嶋 静
2 6 番	富 澤 英 三	2 7 番	林 敏 夫
2 8 番	飯 田 利 明	2 9 番	石 井 一 美
3 0 番	砂 川 晴 彦	3 1 番	坂 卷 儀 治

1 5 名 中 1 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 9 番 栗 原 豊

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩

次 長 杉 浦 清

副主幹 原 田 圭 介

副主幹 秋 谷 雅 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(3) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより、第13回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

酒巻寿雄委員，遠藤秀生委員，よろしく願いいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長，よろしく願いいたします。

成嶋委員長 農地第１調査会は，去る８月１日，２日，令和４年度第５回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条２件，第４条２件，第５条９件，主たる従事者証明１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和４年４月に開催された第９回総会の議案第２号から３号の５件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、3 ページからになります。

本件は、船戸山高野在住の譲受人が、隣接する所有地と一体で耕作するため、増尾在住の譲渡人は、高齢により通作が困難となったため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、船戸山高野の畑●筆●●●m²で、●●●●●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は、5 ページからになります。

本件は、茨城県竜ヶ崎市に在住の譲受人が、農業経営を拡大するため、また、鷲野谷在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、鷲野谷の田●筆、畑●筆合計●, ●●●●m²で、●●●●●

●●，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。

譲受人の方は，何人で農業をされているんですか。

成嶋委員長 普段は●●と●●を含み●人程度だそうですが，忙しい時期には●さんも手伝うそうです。

村越委員 わかりました。

議長 そのほか，ございませんか。

はい，どうぞ。

金子委員 金子です。

この方，龍ヶ崎市内には，どうして農地をもっていないのですか。

成嶋委員長 お世話になっている知人が●●●●にいるそうで，そのご縁で●●●●に農地を所有しているそうですが，柏市にも友人がいらっしゃるって，その方に紹介していただいたそうです。

金子委員 元々この方たちは，農家ではなかったということですね。

成嶋委員長 おそらくそうだと思います。

議長 お住まいになってる住所は住宅地のようですから、後に農業をやるようになったのでしょうか。

そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

譲渡人に●●●●●とありますが、これはどういうことですか。

成嶋委員長 譲渡人は、親族の方もいらっしゃらないため、現在は●●●●●●●●●●しているそうですが、本人だけでは●●●●●が難しいので、●●●●●が●●●●●としてサポートしているそうです。

村越委員 わかりました。

議長 そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

この譲受人の方ですが、田が●●●●●に●反●畝、今回柏市で●反●畝ぐらいですが、農機具は所有しているんですか。

成嶋委員長 この件は、私もいろいろ質問してみましたが、トラクターを所有している程度で、そのほかは借りるなど友人頼りの回答が多かったです。

山崎委員 ●反●畝ぐらいでは、借りてやったほうが良いということですよ。わかりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は7ページからになります。
本件は、貸し駐車場用地への転用許可申請です。
申請地は、布施の畑●筆、●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。
譲受人が役員を務める市内法人が、申請地に隣接する土地を駐車場として使用しているものの不足しており、譲受人所有の申請地へ拡張したい旨の要望があったことから、新たに駐車場として整備の上、当該法人へ貸し付ける計画に至ったものです。
計画内容は、当該法人の従業員自家用車●台並びに譲受人所有の自家用車●台の合わせて●台を収容するもので、場内は整地転圧の上、砂利敷きとします。
被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は既存のコンクリート

堀等を生かし，出入口部分にはアスファルト舗装を施して土砂等の流出を防止します。

工事中はシートやロープ等を用い，周囲への土砂の流出を防ぎ，安全に配慮します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について，調査結果の報告を成嶋委員長，お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は，貸し駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は，手賀の畑●筆の一部，●，●●●.●● m²です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人が所有する申請地近くにおいて，キャンプ場の開設を予定している法人より，駐車場用地として申請地を使用したい旨の要望があったことから，隣接する山林部分と併せ，新たに駐車場として整備の上，当該法人へ貸し付ける計画に至ったものです。

計画内容は、キャンプ場利用者の自家用車を●●台収容するもので、場内は整地のみとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は新たにコンクリート板を設け、出入口部分にはアスファルト舗装を施して土砂等の流出を防止します。

工事中はシートやロープ等を用い、周囲への土砂の流出を防ぎ、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

キャンプ場は、まだオープンしていないようですが、いつ頃を予定されているのでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 事務局です。資料にもありますとおり、今年の7月オープン予定となっておりますので、すでにオープンしていると思います。

村越委員 もうオープンしてるんですね。

わかりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 議案第3号1番につきましては、●●委員を農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う農地造成のための一時転用許可申請です。

申請地は、布施の畑●筆、●, ●●● m²です。市街化区域に近接し、

10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地は、現況地盤が低く、雨水等がたまり、耕作可能面積も少ないことから、天地返しの後、盛土することで耕作可能面積を増やし、接道路面と平たんにするなど、営農環境を改善する計画です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。のり面は傾斜角度30度以内の安定勾配とし、土砂等の流出を防止します。

なお、造成後は譲渡人が●●の栽培を行う予定です。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

2番から4番につきましては、一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 2番から4番についてご報告します。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷新田の畑●筆、●, ●●● m²です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、埼玉県越谷市で土木工事業を営む法人で、事業拡大に伴い、申請地に隣接する既存施設では手狭となったことから、新たに資材置場を拡張する計画に至ったものです。

保管する資材は足場材で、敷地内は砕石敷きの上、アスファルト舗装とします。また、既存施設の鉄製囲い柵を一部撤去し、既存施設を経由して市道へ接続します。

土砂等の搬出入はありません。

雨水は自然浸透による敷地内処理とし、オーバーフロー分は新設U字溝から既存施設内の集水ますを経由し、市道排水管へ接続します。

周囲は鉄製の囲い柵を設け、土砂等の流出に配慮します。

工事中は朝夕の登下校時に誘導員を配置し、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

2番から4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番から4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑●筆、●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、東京都足立区で建築工事の請負業を営む法人で、主な営業区域が柏・松戸地区であることから、自社所有地に隣接する申請地へ、新たに仕分け作業スペース及び車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、山林部分と併せた敷地内に2tトラック4台を収容するもので、敷地内は砂利敷きとし、出入口部分のみコンクリート敷きとします。

土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。東側の接道面にはコンクリートブロック及び単管パイプ柵を設け、土砂等の流出を防止します。

工事中は、警備員を配置し、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

金子委員 金子です。

この申請は、地目が畑で現況が雑種地ですが、どのような判断基準で議案に上がってくるのかお聞きしたい。

議長 では、事務局お願いします。

事務局 はじめに地目が畑というのは、登記地目が畑ということであり、そして現況が雑種地というのは、資産評価に関わる部署による毎年の土地調査において、やや荒れている土地と判断したことで雑種地とされています。

農業委員会としましては、あくまで農地は農地として、現況地目が固定資産税上、雑種地と見なされている農地であっても、農地法の規定による許可は必要となりますので審議の対象となります。

議長 よろしいですか。

金子委員 わかりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。次の審議に入ります。

6番から9番につきましては、一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 6番から9番についてご報告します。

調査会資料は29ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定を伴う、駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、篠籠田の田●筆、●, ●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内にて総合病院を営む法人で、令和5年1月に病棟の拡張を予定していることから、現在従業員が使用している駐車場を資材置場として利用するため、隣接する申請地へ新たに駐車場を整備する計画に至ったものです。

なお、病棟拡張後は、資材置場として利用していた土地は駐車場へ戻し、今回の申請地については、新しい病棟に勤務する従業員用の駐車場として引き続き使用する予定です。

收容する車両は従業員の自家用車●●台分で、東側に隣接する駐車場の外周フェンスを一部撤去することで、出入口は共用とします。

場内はアスファルト舗装とし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策ですが、雨水は自然浸透とし、排水ますを設置します。

周囲は、西側にコンクリートブロック及びフェンス、北及び南側は土留及び単管パイプを設け、土砂等の流出に配慮し、工事中は警備員を配置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

6番から9番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番から9番を承認いたします。

議案第3号2番から9番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋君美委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は35ページからになります。

本件は、豊四季在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は永楽台の畑●筆、●, ●●●● m²です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためで

す。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、泉に在住の農業者が片山の田●筆、面積●，●

●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第2番は、印西市に在住の農業者が布瀬新田の田●筆、千間橋の田●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 賃借料の米1俵10aの相当額というのは、誰が定めた額でしょうか。農協ですか。

農政課 特にどこの相当額かは確認しておりませんので、確認したうえで後日報告させていただきます。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

9月1日月曜日、2日火曜日が調査会で、1日は午前9時から、2日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第2調査会です。

また、9月9日金曜日が総会で、午後2時から、別館第5会議室でございます。

これをもちまして、第13回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)